# 岩手競馬経営の将来方向検討会議要綱

### (設置)

第1条 岩手競馬を将来にわたり安定的に経営していくために、岩手競馬の現状と課題を踏まえ、中長期的な視点に立った岩手競馬の事業運営の方向を調査検討する「岩手競馬経営の将来方向検討会議」(以下「検討会議」という。)を置く。

### (所掌事項)

- 第2条 検討会議は、次の事項を調査検討し、岩手県競馬組合(以下「組合」という。)を組織する 岩手県、奥州市及び盛岡市(以下「構成団体」という。)の長に対し提言を行うものとする。
  - (1) 岩手競馬の経営安定を図るための方策に関すること。
  - (2) その他必要と認められる事項に関すること。
- 2 構成団体の長は、前項の規定に基づき検討会議から提言がなされたときは、組合に対し必要な助言を行うものとする。

### (組織)

- 第3条 検討会議は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、構成団体の長が協議のうえ、岩手県知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、検討会議が終了する日までとする。

#### (座長)

- 第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選とする。
- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を 代理する。

### (会議)

- 第5条 検討会議は、構成団体の長が協議のうえ、岩手県知事が招集する。
- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (意見の聴取)

第6条 検討会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な 書類の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、岩手県農林水産部競馬改革推進室において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

# 附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月11日から実施する。
- 2 岩手県競馬組合事業運営監視委員会要綱(平成19年4月25日岩手県農林水産部長決裁)は廃止する。